

府職労組合員ならでは!

長期組合員表彰 子どもの入学・卒業祝い 請求お忘れなく!

本部請求締切日 2月17日(金)
※請求は分会・支部通じて(各支部で締切日があります)
給付時期 2月27日以降

長期組合員表彰

20年 1991(平成3)年4月2日から1992年4月1日の間に加入した組合員
30年 1981(昭和56)年4月2日から1982年4月1日の間に加入した組合員
給付品の内容
20年記念品 1万円相当の図書カードか旅行券(希望の品どちらか)
30年記念品 2万円相当の図書カードか旅行券(希望の品どちらか)

小中学校入学・卒業祝い

小学校入学記念品 2012年4月に小学校入学予定のこどもを持つ組合員(2005(平成17)年4月2日~2006年4月1日生まれの子)
中学校入学記念品 2012年4月に中学校入学予定のこどもを持つ組合員(1999(平成11)年4月2日~2000年4月1日生まれの子)
中学校卒業記念品 2012年3月に中学校卒業予定のこどもを持つ組合員(1996(平成7)年4月2日~1997年4月1日生まれの子)
給付品の内容
小学校入学 3,000円相当の図書カード
中学校入学・卒業 2,000円相当の図書カード
両親とも組合員なら両方から請求できます。

〈給付金請求方法〉

20年、30年長期組合員:分会(支部)役員まで、加入年月日、職員番号、記念品の内容をお伝えください。
小・中学校入学・卒業:府職労共済請求書(分会・支部にあり)に必要事項記入の上、分会(支部)役員まで提出してください。

個人賠償責任共済 満期更改と新規加入募集

申込締切日 3月1日

年間掛け金 1,000円で...

最高 1億円の補償

組合員の家族も自動的に補償します。日本国内のみです。補償期間は4月1日から1年間です。

日常生活「アツ」という事故に

(補償事例)
・愛犬が他人にかみついた
・止めていた自転車が倒れ駐車中の車に傷をつけた
・自転車などで歩道の歩行者に接触(共済金が支払われない場合)
・仕事上の賠償責任
・他人から借りたり預かっていたものに対する賠償責任
※詳しい内容については募集ビラをご覧ください。



2012年度府職労要求書を松井知事あてに提出

府職労は1月18日、本部定期大会(2011年12月15日開催)で決定された「2012年度府職労要求書」を松井知事あてに提出しました。冒頭、橋口執行委員長から「大変な職場実態のもとで職員は頑張っている。これまで以上に労使慣行を厳守するとともに、府職労と十分な協議を行うこと」を厳しく求めました。

有田副委員長から要求書のポイントとして、①総人件費削減や給与カットの即時中止、②業務量に見合う必要な人員増、③恒常的残業の解消と時間短縮の実現、④新人事評価制度の抜本的見直し、⑤職場実態をふまえた特勤手当の改善、⑥働き続けられる特別休暇の新設、⑦適正な選考基準に基づく昇任・昇格制度の改善、⑧WTC(咲洲庁舎)から撤退、現本庁舎整備による職場環境の改善など組合員の切実な要求について説明しました。

厳しい職場実態を踏まえ、誠意ある回答を示せ!

職員基本条例



昨年11月30日の学習決起集会

提案・条例化を許すな!

松井知事と「大阪維新の会」は、2月23日に開会する府議会で「職員基本条例」「教育基本条例」の制定を狙っています。府職労は、この2つの条例の制定を許さない立場で取り組みを進めています。

「職員基本条例」については、1月30日に開催された「府市統合本部会議」に総務部が作成した条例案(以下、「総務部案」)が示され、議論される予定になっていました。しかし、「教育基本条例」については議論が行われず、「職員基本条例」の議論は2月8日に予定されている「府市統合本部会議」へ延期となりました。

30日の「府市統合本部会議」で示された「総務部案」は、評価制度については相対評価ではなく絶対評価とするなど、「大阪維新の会」の作成した案(以下、「維新案」)の違法性や問題点を訂正したものになっています。これは、この間の多くの有識者や府民・職員の意見を一定反映したものです。しかし、そうであれば、評価制度や分限・懲戒処分の指針は、すでに定められているうえ、運用されており、あらためて条例化する必要性はありません。

チームワーク否定、やりがい奪う条例案
しかし、「教育基本条例」については「府市統合本部会議」の議論をみると、橋下市長や松井知事、特別顧問らは「維新案」に固執し、最後は「政治決定」として強行する姿勢を強めています。「職員基本条例」についても、30日に特別顧問の作成した「別案」も示され、評価制度については5段階の相対評価(S5%、A20%、B60%、C10%、D5%)や「2年連続D評価を受け、勤務実績が不十分と判断される職員」は分限処分に向けた指導研修の対象とする(ことや、職務命令違反について明確なルール(1回目・2回目違反↓戒告・指導研修、指導研修後

「維新案」についても、30日に特別顧問の作成した「別案」も示され、評価制度については5段階の相対評価(S5%、A20%、B60%、C10%、D5%)や「2年連続D評価を受け、勤務実績が不十分と判断される職員」は分限処分に向けた指導研修の対象とする(ことや、職務命令違反について明確なルール(1回目・2回目違反↓戒告・指導研修、指導研修後

例)についての「府市統合本部会議」の議論をみると、橋下市長や松井知事、特別顧問らは「維新案」に固執し、最後は「政治決定」として強行する姿勢を強めています。「職員基本条例」についても、30日に特別顧問の作成した「別案」も示され、評価制度については5段階の相対評価(S5%、A20%、B60%、C10%、D5%)や「2年連続D評価を受け、勤務実績が不十分と判断される職員」は分限処分に向けた指導研修の対象とする(ことや、職務命令違反について明確なルール(1回目・2回目違反↓戒告・指導研修、指導研修後

に3回目の違反↓分限(職)を定めることになり、当初の「維新案」に酷似したものになっています。

組合員・職員の手を合わせよう

府職労は、職員がやりがいのある仕事と健康に働き続けることのできる職場をめざし、「職員基本条例」は提案・条例化するなどの取り組みを強化します。今後、職場集会を開催し、学習・意思統一を進め、所属長への上申行動、署名・宣伝行動、決起集会など、職場の声を背景にした取り組みを行う予定にしています。組合員・職員みなさんのご協力をお願いします。

府職労講座

職場での賃金・労働条件の実態や府政の動き、国内外で起きている様々なニュースを見ていると、どうしてこんな事になってしまうのだろうか?と思うことはありませんか。新たな出来事が次々と起こる時こそ、見えない真実や隠された事実を見抜く「力」を養うことが必要であり、そのためには「学習」が欠かせません。府職労講座では、基礎理論の積み重ねによって、ものごとの本質を知り、その解決方法を探るための学習を毎月1回、全10回の予定で開催していきます。

基礎理論と聞くと、難しい事を連想するかもしれませんが。府職労講座では、勤労者教育協会の学習テキストを使いながら、賃金・労働条件の事や、社会での出来事をどう見るのか、組合活動についてなど、わかりやすい講義と参加者のディスカッションで楽しく進めていきます。多くの組合員みなさんの参加をお待ちしています。

第1回 2月4日(土) 関西勤労協講師

第2回 3月3日(土) 第3回 4月7日(土)

(全10回・毎月第1土曜日を基本に開催予定)
時間はいずれも午後1時から。府職労会議室で